

議案第194号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部改正について

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部を改正する条例
(静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正)

第1条 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

区分	降車する停留所			
	横沢	富士見峠、 大日又は南 アルプスコ ネスコエコ パーク井川 自然の家	井川駅前、 西山平、公 民館前、井 川小中学校 小中学校 前、井川本 村、中野、南 アルプスコ ネスコエコ パーク井川 ビジターセ ンター、診 療所又は渡	井川大橋、 中山、大島、 北小跡入 川小中学校 入口、井川 は小河内

				船場		
乗 車 す る 停 留 所	横沢		500円	700円	700円	1,200円
	富士見峠、大日又は南 アルプスユネスコエコ パーク井川自然の家	500円	200円	500円	500円	1,000円
	井川駅前、西山平、公 民館前、井川小中学校 入口、井川小中学校前、 井川本村、中野、南ア ルプスユネスコエコパ ーク井川ビジターセン ター、診療所又は渡船 場	700円	500円	200円	200円	700円
	井川大橋、中山、大島、 北小跡入口、田代又は 小河内	700円	500円	200円	200円	500円
	白樺荘	1,200円	1,000円	700円	500円	

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額とする。

(静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1井川線の表の改正規定を次のように改める。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

区分	降車する停留所			
	横沢	富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコ	井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校	井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又

			パーク井川自然の家	入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所又は渡船場	は小河内	
乗車する停留所	横沢		500円	710円	710円	1,220円
	富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	500円	200円	500円	500円	1,010円
	井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校	710円	500円	200円	200円	710円
	入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所又は渡船場					
	井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内	710円	500円	200円	200円	500円
白樺荘	1,220円	1,010円	710円	500円		

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行

する。